答 申 情 第 ２ ２ 号
平成２４年６月１９日

京都市長　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　市　川　　正　人
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２３年１１月２４日付け保子育第１２９号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

保育所入所選考基準の公文書公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第３３号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が行った公文書公開決定処分は妥当である。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２３年１０月１１日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例第６条第１項の規定により,「京都市の保育所入所選考基準の細目や優先指数等がわかるもの」の公文書の公開を請求した。

⑵　実施機関は，当該請求に係る公文書として,「平成２３年度保育所業務マニュアル　ただし，保育所入所選考方法及び選考基準取扱要領のみ」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ，本件公文書を公開するとの公文書公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２３年１０月２５日付けで，その旨異議申立人に通知した。

⑶　異議申立人は，平成２３年１０月３１日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，本件処分について「公開された文書から細目や優先指数が分からない。」として，本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，公文書公開決定処分の取消しを求めるというものである。

４　実施機関の主張

公文書公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　保育所入所選考事務について

ア　実施機関では，毎年度１月に，翌年度４月からの保育所入所希望者について児童福祉施設入所申込書（以下「入所申込書」）の提出を受け，入所希望児童の保護者との面談を実施し，当該申込みのあった内容について，地区別入所申込受理簿（保育所）に記載している。

その後，入所申込書，その他添付資料及び面接記録を基に「保育に欠ける」要件を確認し，それらの内容を記載した保育所（園）入所申込受付兼処理簿を入所希望のあった保育所ごと，かつ年齢ごとに作成している。

さらに，保育所の受入れ能力を超える入所希望者がある場合は，児童の保護者の状況について，本件公文書に基づいて優先度（A～D）を決定し，記載している。

イ　保育所入所の可否の決定に当たっては，保護者の希望どおり入所を図ることが基本となるが，希望どおりの入所が図れない場合においては，児童福祉法第２４条第３項に基づいて公正な方法で選考を行う必要がある。

この選考は，福祉事務所長，支援・支援保護課長，支援第一係長及び担当係員で構成される入所選考会議において「京都市保育の実施に関する要綱」及び本件公文書に規定されている選考基準に基づき，個々の児童について総合的に保育を要する程度を判断して行っている。

入所決定を行う場合，内定及び委託内定の連絡を保護者，保育所並びに関係者に行い，入所申込者から提出された資料に基づき，保育基本台帳を作成し，福祉事務所長の権限において，保育所入所を決定している。

ウ　年度途中からの入所希望者については，入所申込書の提出を随時，区役所及び支所で受け付け，地区別入所申込書及び年度当初の入所希望者の情報を記載した保育所（園）入所申込受付兼処理簿に追加で記載しており，選考等については，同様の事務を行っている。

⑵　本件公文書について

本件公文書は，「平成２３年度保育所業務マニュアル」のうち，「京都市保育の実施に関する要綱」第３条に定められた選考基準の各項目に対する具体的な優先度が規定されている。優先度は要保育児童の保育を要する程度を総合的に判断する際の指標となるものであり，本件公文書は保育所入所選考における具体的な運用について定めた規定である。

⑶　本件処分について

ア　保育所入所選考に当たって決定する優先度について，その詳細な内容を定めた文書は，本件公文書のみである。

イ　異議申立人は，公開された公文書では，選考基準の細目や優先指数が分からないことをもって，本件公文書は請求を満たさないと主張するが，実施機関が行っている選考方法では，要入所児童ごとに優先度（A～D）を付ける方法を用いており，異議申立人のいう「細目」に当たるものが「選考基準の内容」であり，「指数」に当たるものが「優先度」であると判断し，当該請求に対する公文書として本件公文書を特定したものである。

5　異議申立人の主張

異議申立書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

公開された文書からは，「細目や優先指数」が分からない。

6　審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

⑴　異議申立人は，公開された公文書からは，「細目」や「優先指数」が分からないと主張する。異議申立人からは異議申立書が提出されただけなので，その真意は必ずしも明らかでないが，本件公文書より更に詳細な基準があるはずで，それを公開すべきであると主張しているものと解される。

⑵　そこで，当審査会は，実施機関に対して，保育所入所選考の際の選考基準について，異議申立人の請求の趣旨を満たす公文書が他に存在するのではないかという点について確認を行ったところ，次のとおりであった。

ア　実施機関は，保育所入所選考においては，要入所児童ごとに「優先度（A～D）」を付ける方法を用いている。

イ　優先度が同じAの場合，本件公文書の「3　その他の世帯状況」を考慮し，例えば，①ひとり親世帯の場合は，優先度Aの中でも緊急度が高いと判断する。そのように，それぞれの世帯の状況を一つ一つ比べながら選考会議で話合いをして，最も状況が厳しい人を選考している。

ウ　したがって，保育所入所選考における具体的な運用について定めた文書は本件公文書だけであり，異議申立人のいう「細目や優先指数」を表したものは本件公文書以外にない。

⑶　当審査会としては，本件公文書以外に本件請求内容を満たす公文書は存在しないとする実施機関の主張に関して，特に不合理な点は認められず，他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかった。

⑷　以上により，「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２３年１１月２４日　諮問

１２月２２日　実施機関からの理由説明書の提出

平成２４年　４月１７日　実施機関の職員の理由説明（平成２４年度第１回会議）

５月２２日　審議（平成２４年度第２回会議）

６月１９日　審議（平成２４年度第３回会議）

※　異議申立人から意見書は提出されなかった。また，異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第２部会（部会長　市川　喜崇）